

国連人権理事会

第 22 会期

議題 4

理事会の注意を要する人権状況

**朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する特別報告者、マルズキ・ダルスマンの報告書**

**概要**

2012 年 11 月に開かれた国連総会第 3 委員会における声明で、朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮)の人権状況に関する特別報告者は、(国連)加盟国と国際社会が北朝鮮における人権状況に関する多くの報告書を包括的に再検討し始めることを呼びかけた。それらの報告書は、(人権侵害の)基本的な類型と動向について査定しており、かつ、より詳細な調査メカニズムを構築することについて検討するために、特別報告者の権限のもと、それから事務総長によって、8 年以上にわたって提出してきた。本報告書は、2004 年からの、北朝鮮の人権状況に関する決議及び国連の文書を包括的に再検討したものである。

この報告書は、北朝鮮の人権状況に関する特別報告者と事務総長による 2004 年からの 22 の報告書並びに国連総会及びその下部機関である国連人権委員会、国連人権理事会で採択された 16 の決議の全てに加え、普遍的定期的レビュー(Universal Periodic Review、以下 UPR)関連文書、人権条約機関(human rights treaty bodies)の最終見解、そして期間中、北朝鮮と関連した事例についての、恣意的拘禁に関する作業部会及び強制的・非自発的失踪に関する作業部会によって採択された諸見解を鑑定しようと努める。その再検討は、上記の多くの文書において中心とされている(人権)侵害の基本的な 9 つの類型について明らかにしている。これらのパターンのより詳細な分析は、本報告書の付録 I において示されている。

この報告書は、北朝鮮の人権状況についての国連の活動に対する主たる範囲及びいくつかの可能な次の段階に関する提案を含め、国際社会への勧告で結論付けている。この報告書は、北朝鮮における、甚だしく、組織的で広範囲にわたる人権侵害を調査し、かつ記録するために、また人権理事会及び総会に報告し、かつそのような(人権)侵害に対する説明責任及び人道に対する罪の問題について調査するために、ふさわしい財源を伴う調査メカニズムの設置を要請する。

目次

- I. 序
  - II. 国連によって記録されてきた(人権)侵害の類型
  - III. 北朝鮮の人権侵害に関する国連の査定
  - IV. 不処罰(impunity)と国連との非協力
  - V. 結論及び勧告

――」 今回はこゝまで

## 付録

- I. 2004年以降、関連報告書や決議において国連が記録してきた北朝鮮の人権侵害の類型に関する分析
    - A. 食糧権に対する侵害
    - B. 捕問及び非人間的処遇
    - C. 憲意的な拘禁
    - D. 強制収容所
    - E. 差別
    - F. 表現の自由に対する侵害
    - G. 生存権に対する侵害
    - H. 移動の自由に対する侵害
    - I. 外国人拉致を含む強制失踪
  
  - II. 再検討された国連文書目録

## I. 序

1. 北朝鮮の人権状況に関する特別報告者は、決議 2004/13 に従って、人権委員会\*によって設置されてから、定期的にその任期が更新されている。その決議(2004/13)及びその後の国連総会における決議に従い、特別報告者は、毎年 2 つの報告書を人権理事会、それから国連総会に提出している。国連総会に提出した最近の報告書において特別報告者は、北朝鮮の現在の人権状況と、意見及び表現の自由に関する厳しい制限、経済的な状況及び経済的、社会的、文化的権利に対する経済的状況の影響、北朝鮮からの亡命(要求)者の保護問題、そして人身売買のような人権問題について概観してきた。2012 年 11 月 2 日、国連総会第 3 委員会(\*とりわけ人権を議題にしている)での声明において、特別報告者はまた、不幸にも新しい進展の見られない外国人及び日本人の拉致問題に引き続き懸念すると強調した。
2. その声明において特別報告者は、基本的な類型及び傾向を評価し、より詳細な調査メカニズムを設置することについて検討するために、加盟国並びに国際社会がここ何年かの間に特別報告者及び事務総長によって提出された北朝鮮の人権状況に関する多くの報告書を包括的に再検討し始めるよう呼びかけた。本報告書は、北朝鮮の人権状況に関する、2004 年からの国連文書や決議についての包括的な再検討を提供する。また、本報告書は、2004 年に特別報告者の権限が定められてから、国連の諸機関が北朝鮮における人権侵害について記述してきた範囲(extent)を見極め、かつ鑑定しようと努める。この報告書は、北朝鮮の人権に対する国連の活動にいくつかの可能な次の段階及び要点を示唆する。
3. その再検討は、北朝鮮の人権状況についての、以下の報告書を含めて、60 もの人権関連文書を含めている。
  - ・国連総会での事務総長の報告書
  - ・国連総会及び人権理事会、その前身である人権委員会での特別報告者の報告書
  - ・これらの国連の政府間機関によって採択された決議
  - ・人権理事会による北朝鮮の UPR と関連した多くの報告書
  - ・人権委員会、経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会(社会権規約委員会)、女性に対する差別撤廃に関する委員会、児童権利委員会の多くの条約機関への国家報告書(\*北朝鮮によって提出された報告書)及び最終見解
  - ・恣意的拘禁に関する作業部会及び強制的・非自発的失踪に関する作業部会など、人権理事会の特別手続きによって取り上げられた諸事例に関する記録
4. 2004 年から報告書及び決議を通じて、国連が記録してきた人権侵害の類型に関するより詳細な分析は、付録 I に示されている。

## II. 国連によって記録してきた違反行為(人権侵害)の類型

\*現人権理事会の前身

5. 国連総会及びその下部機関では、2003 年から、16 の決議を採択してきた。事務総長と特別報告者による 22 の全ての報告書は、2004 年から国連加盟国に提出されてきた。これらの諸文書は、北朝鮮の至る所における甚だしい人権侵害の、長期にわたる本質と広範囲にわたる類型とともに、その状況に対する国連及び加盟国の決議についても強調する。

6. 本文書の再検討は、国連が焦点を当てている人権侵害の諸類型又はそれに関連する諸問題が(次の)9 つの特徴を有しているとする。

- (a) 食糧権に対する侵害—とりわけ人びとの健康と栄養上の状況、慢性的な食糧危機に対処する国際的な人道支援の制限に対する、国家によって統制される食糧配給制度の影響
- (b) 非人道的な拘禁環境を含む、拷問及びその他の残酷で非人道的かつ屈辱的な取り扱い又は刑罰
- (c) 慎意的な拘禁—政府の公式イデオロギーに反し、又は脅威とみなされた行為に対する犯罪化及び迫害、法の支配の欠如、法の適正手続き又は独立した司法権の不在の一形態
- (d) 強制収容所\*に関する人権侵害
- (e) 脆弱階層—とりわけ女性、児童、障がい者、そして帰還者に対する差別及び不均衡、又は人権侵害の具体的な影響。とりわけ懸念されるのは、社会が政府に対する政治的な忠誠心によって区分された三つのはっきりとした階層に分けられている事実である。この階層制度において、人が属する階層は、彼または彼女が食糧、健康、教育の権利を受けること並びに、移動の自由を含む基本的人権をどれだけ享有できるかを決める。
- (f) 表現の自由及びその他関連した自由に対する、広範囲にわたる侵害
- (g) 生存権に対する侵害—とりわけ死刑の乱用及び公開処刑の執行
- (h) 移動の自由に対する制限と強制送還された人びとに対する屈辱的な取り扱い
- (i) 外国人に対する拉致を含む強制失踪

7. 上記の 9 つの領域は、国連が最も多くの懸念を示した問題を再検討することによって確認され、かつ組織的で広範囲にわたる人権侵害の類型が存在していることを強調する。これらの 9 つの類型に関して記されている全ての資料は、本報告書の付録 I に示されている。(それらの)様々な資料は、上記のような人権侵害のそれぞれに役立てられる。というのは、北朝鮮には独立的な監視機構やメディアが存在しておらず、人びとは国を離れることが制限されていて、北朝鮮政府は国連人権機構との協力などを拒否しているゆえに、情報を得ることが難しいからである。北朝鮮に留まっている家族に対する報復についての懸念もまた、被害者個人が特定の詳細なことに関する出版物に同意すること、又は前に出て証言することを難しくする。それにもかかわらず、受け取った信頼性と一貫性のある正式の情報—及び被害者たちが指摘する(人権侵害の)類型—は、現在特別報告者によって達成されうることや人権高等弁務官事務所からの支援よりも、十分な資金力を持ち、かつ組織的で包括的な調査機構の必要性をより強調する。調査機構は、さらに詳しい調査結果をもたらし、国際法の観点からの違反行為を測りかつ特定し、その犯人と実行者に説明責任を負わすとともに、国際的な活動の効果的な方向についても示唆するであろう。

\*prison camp, political prison camp, labour camp, labour camp for political prisoners, Gulag System は「強制収容所」と訳す。

### III. 北朝鮮の人権侵害に関する国連の査定

8. 国連は、北朝鮮において恣行されてきた多くの悪習が広範囲にわたって組織的なやり方で行われた重大な人権侵害であるとみなす。
9. 北朝鮮に関する国連総会の決議は、2006 年から 2012 年の間に繰り返し採択されてきた。それらの決議は、これまでの報告書を通じて、拷問、公開処刑、恣意的な拘禁、法の適正手続及び法の支配の欠如、政治的又は宗教的理由による死刑判決、集団処罰、多数の強制収容所の存在、そして広範に及ぶ強制労働のしきたりを含めて、北朝鮮における市民的及び政治的、経済的、社会的、文化的権利に対する組織的で広範囲にわたる甚だしい違反行為について深刻な懸念を示している。2008 年以降、国連総会では、そのアプローチについて強調し、上記のような侵害について非常に深刻な懸念を表した。
10. それらの決議において、国連総会はまた、組織的で広範囲にわたる移動の自由に対する制限、深刻な栄養失調及びその他の健康上の問題を引き起こす経済的、社会的権利に対する侵害についても非常に懸念した。その上、国連総会は脆弱階層—とりわけ、女性、児童、障がい者、そして北朝鮮に送り返された人びとに対する違反行為について公然と批判した。人権委員会もまた、2004 年から採択されてきた決議においてこれらの問題(懸念事項)を反映した。
11. 2009 年以来、人権理事会は北朝鮮における甚だしく、広範囲にわたる組織的な悪習—とりわけ、政治犯及び送還された人びとに対する拷問と強制収容所について非難してきた。2012 年には、一步先に進んで、北朝鮮の人権状況が「依然として悪化し続けていること」に深い懸念を表明した。
12. 2012 年には、特別報告者が任命されて初めて、人権理事会での北朝鮮人権決議が無投票で採択された。それは、北朝鮮における人権状況を心配する国々が圧倒的多数を占めており、かつその数が着々と増えつつあることを反映している。2012 年 12 月 20 日にも、国連総会での北朝鮮人権決議が初めて無投票で採択された。それは、北朝鮮で権力継承があったにもかかわらず、人権状況が著しく悪化し続けていることに対する深い懸念を示している。
13. 一定の権限を有する二人の特別報告者は、北朝鮮の人びとに加えられた(人権)侵害行為が組織的な特性を含んでいることを認める。2012 年に国連総会に提出された特別報告者の報告書において、彼は「金正恩によって発せられた、一にも、二にも、三にも、優先事項は軍を強固にすることにあるとの最近の宣言に動搖させられ」、「『先軍』政策と結びつけられたゆっくりとした経済発展は、北朝鮮の人びとの福祉に弊害をもたらすであろう」と指摘した。前特別報告者(ウイティット・ムンタボーン)も同様の懸念を示している。2005 年、彼は「国家当局の国家中心的な主眼は、いわゆる「集団的」権利及び国家主権の保護(umbrella)の下、最高地位にある体制の生存を確保するように意図されている。また、北朝鮮の権力基盤の非民主的な本質は、実質的に人権を享有することを妨げ、かつ人権の実現を阻止する」と強調した。2010 年に彼は、「北朝鮮の人権状況は、複合的な特殊性と例外の

満ちているまったく独自のもの(*sui generis*)と言えるだろうと言及した。要するに、恐ろしくかつ悲惨な人権侵害の諸例が(北朝鮮に)存在するということである。

14. 二人の特別報告者はまた、北朝鮮において侵されていることが人道に対する罪であるか否かの問題を提起した。「北朝鮮当局の悪行が、文民たち(civilian population、普通の人びと)に向けられており、かつ文民に対する広範囲にわたる組織的な攻撃であるとの状況を満たす、人道に対する罪に等しい」と主張される研究に注意を向いた。彼は、国家の説明責任を超える、個人の犯罪責任については人道に対する罪に関する委員会が確実にするであろうと示唆するに至った。2008年、特別報告者は、「個人の犯罪責任を問う活動を動員することに関しては、当該体制が個人の犯罪行為に個人的な責任を負わすことができない又はそうすることを好まない場合、国際刑事裁判所によってもたらされる道がある」と述べた。特別報告者は、「透明性や責任を求めようすることは、多くを国際国内政治的意図に依存することになるが、北朝鮮における、極めてはつきりとした、かつ実在していて典型的な(exponential)人権侵害の、長期的で組織的な特質を強調することもまた重要である」と断言し、結論付けた。

15. 2010年、特別報告者は「その国(北朝鮮)で問題となっている出来事と最も関連があると思われる国際的な犯罪は、人道に対する罪である」と強調した。[それから]彼は、「北朝鮮の人権状況について、北朝鮮当局が責任を負わなければならぬ一般大衆に対する不当な扱いが、甚だしくかつ根強いと述べられてきたことは6年前から明らかになっていることである」と指摘した。

16. 2012年、特別報告者は「特定の状況の下、国際法に違反する、広範囲にわたる組織的な監禁、若しくはその他の自由に対する厳しい剥奪は恐らく人道に対する罪であろう」と強調した。

#### IV. 不処罰(impunity)と国連との非協力

17. 約10年間、国連総会、事務総長、人権委員会、人権理事会、特別報告者、そして人権条約機関は、北朝鮮当局に対して定期的にかつ繰り返して、全ての北朝鮮の人びとの人権を尊重し、既に述べてきたような人権侵害を止めるなどを要請してきた。2009年、事務総長は、北朝鮮政府が「組織的な広範囲にわたる人権侵害に関する報告書に取り組み、人権の保護手段を提供するための重要な一步」を踏み出さずにいると指摘した。

18. 説明責任の必要性については、国連で採択された諸決議、とりわけ国連総会での決議によって繰り返され、かつ促進された。2009年以来、総会は「北朝鮮政府が不処罰の問題に取り組み、かつ人権侵害に責任のある人びとを、独立した司法機関の下で法の裁きを受けさせることを保証するように」と強く主張した。

19. 不処罰に関する懸念は、国連の人権機構と北朝鮮との一時的に中断された協力によって悪化してきた。その注目すべき一例は、1997年8月23日に北朝鮮政府が1981年9月14日に加入した市民的及び政治的権利に関する国際規約(以下、自由権規約)からの脱退通知を事務総長に送ったことである。1997年9月23日、北朝鮮への備忘録において事務総長は、自由権規約に関わる全ての国々がそのような脱退に同意しない限り、規約

からの脱退はできないとの意見を示した。1997年12月8日、人権委員会は自由権規約下の諸義務の継続性に関する一般的意見第26号を採択した。人権委員会の断固とした見解は、国際法はその規約を批准又は加盟あるいは継承した国家の、その規約からの廃棄通告又は脱退を許可しないということである。結局のところ、北朝鮮は1999年12月25日に原則的に1984年から1997年までを対象にした、2回目の定期報告書を人権委員会に提出した。その報告書は、2001年7月に人権委員会によって追って検討された。

20. その上北朝鮮政府は、特別報告者を認め、かつ協力することを拒んでおり、2004年に特別報告者の権限が定まって以来、人権委員会、人権理事会及び国連総会で採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を一貫してつきつぱりと拒否してきた。最近伝えられているところによると、2012年12月20日、国連総会で北朝鮮代表は、とりわけ次のように述べたそうである。

朝鮮民主主義人民共和国政府は共和国の人権状況に関する決議を断固として拒絶する。また、その決議は我が国(北朝鮮)における人権と無関係である。その内容において言及されている違反行為は存在しない。伝えられているところによると、彼はまた、以下のように言及した。

(決議の)内容は国内問題に干渉しようとする、自国の社会体制に圧力を加え、明らかに捏造された人権状況の宣伝である。それは、一つの政治的テロ行為であり、(人権の)ダブルスタンダードを示す。また、人権に関する如何なる評価は、UPRの下で客観性の原則とともにに行わなければならない。その(決議の)主な起草者は人権問題に目をつけることによって、国を弱体化させようとしている。決議が無投票で採択されたんだが、それは意見の一一致によるものであると解釈されではならない。

21. また北朝鮮政府は、2003年から、国連高等弁務官事務所(OHCHR)からの技術援助に対する全ての提案を拒絶している。

22. さらに、北朝鮮のUPRが行われていた2009年12月、(北朝鮮)政府は、政府が受け入れる勧告事項を特定できなかった。受け取った167の勧告事項のなか、どれも受け入れてない国は北朝鮮が初めてである。北朝鮮代表は、作業部会の報告書に示されている50の勧告事項について拒否し、残りの117の項目については保留した。これらの理由により、2010年12月21日、総会は、人権理事会による北朝鮮のUPRに従ってその支持を受け入れる勧告事項を明らかにすることを北朝鮮政府が拒否したことに対する深刻な懸念を表明し、また最終結果(final outcome)に含まれている勧告事項の実施日を定める行動が欠けていたことについても遺憾の意を示した。

23. 2008年、特別報告者は「長い間持続しつつ存在するそのような違反行為を可能にしてきた不処罰要因に取り組むことは、政府当局(北朝鮮)と国際社会に義務としてかかっていることである」と指摘した。2010年に彼は、政府当局が「そのような説明責任を強く求めることができない、あるいはそうすることを好まない」ために、国際社会は国家の責任又は個人の刑事責任についてのさらなる説明責任を強く求めるのであるとはっきりと言及した。2011年、特別報告者は次のように報告した。

国際刑事裁判所は2010年3月26日に46人の死亡をもたらした、韓国の哨戒艦(天安号)の沈没が、伝えられているように北朝鮮の潜水艦から発射された魚雷によるものか否か、そして2010年11月23日に2人の民間人の死亡し、多くの人が負傷した、延坪島砲撃事件が裁判所の管轄下の戦争犯罪であるかどうかを検討

し始めた。二つの事件に関する裁判所の検討は、拉致問題を含む北朝鮮の犯したとされているその他の犯罪に対する説明責任の問題を明るみに出す。

24. 不処罰と説明責任の問題に対処するための選択肢として、2010 年に特別報告者は、個人の刑事責任に基づき、かつ問題となる国が国際刑事裁判所に関するローマ規程の締約国ではないという事実に相互関連して、国際刑事裁判所が上記の目的のためにアクセスできる範囲について尋ねた。同年(2010 年)、特別報告者は、その選択肢には「安全保障理事会(以下、安保理)がその問題を直接取り上げ、人道に対する罪についての調査委員会を設置する可能性」もが含まれていると指摘した。彼はまた、国際社会が「国家責任又は刑事責任であるかどうかについての異なる観点から、不処罰の問題に取り組むように」勧めるとともに、「全ての国連のシステム—とりわけ、安保理及び国際刑事裁判所のような関連機関—が、実にひどい違反行為を防ぎ、かつ被害から人びとを保護し、そして実際的な救済を提供する措置を容易に講じていくことを」促した。

25. 特別報告者は、この報告書で特定された9つの類型の違反行為の全てとは言えなくても、その多くが人道に対する罪に該当するとの見解である。その人道に対する罪は、国際刑事裁判所に関するローマ規程、第 7 条第 1 項に記されている文民に対する組織的又は広範にわたる攻撃の一部に関わっており、とりわけ次の項目に当てはまる。

- (a) 殺人
- (c) 奴隸化
- (e) 国際法の基本的な規則に違反する拘禁又はその他の身体的な自由の著しい剥奪
- (f) 拷問
- (h) 政治的、宗教的な理由に基づく特定の集団又は共同体に対する迫害
- (i) 人の強制失踪
- (k) その他の同様の性質を有する反人道的な行為であって、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与え、又は重大な傷害を加えるもの

26. 拷問から自由となる権利は、北朝鮮が締約国である自由権規約第 7 条\*にある、逸脱不可能な(non-derogable)権利である。

27. 同様に、確定的な国際法も、拷問と同じ法的立場で、強制失踪を位置づけている。特別報告者は、強制失踪が、移動の自由や人間の自由と安全保障、拷問又は残虐で非人道的な又は品位を傷つける取り扱いからの自由、あるいは生存権などの、いくつかのその他の異なる人権侵害を構成するように、その行為は自由権規約のいくつかの規定に反していると指摘する。彼はまた、北朝鮮の工作員による韓国人と日本人などの外国人の拉致を含む強制失踪が、民間人に対する組織的又は広範な攻撃の一部をなしている限り、ローマ規程第 7 条の(1)(i) 及び(2)(i)に定められている人道に対する罪となる可能性があると指摘している。この点で、強制失踪が(人道に対する罪となるか否かに関わらず)被害者の運命が明らかになっておらず、かつ既に時効に影響されない限り、

\*「個人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰を受けない。(以下略)」(外務省訳より)

今も行われている継続的な行為であることを強調する価値がある。

28. 特別報告者は、政治犯が奴隸のように扱われる強制収容所での甚だしい人権侵害は、ただ単にそのような収容所が存在することだけでも、ローマ規定の第七条第一項に定められている(c)奴隸化及び(e)国際法の基本的な規則に違反する拘禁又はその他の身体的な自由の著しい剥奪が含まれている人道に対する罪と見なされるであろうと考える。彼はまた、特に意図された危険(basis)にさらされている強制収容所の囚人たちの非人道的な拘禁環境及び待遇が、上記のパラグラフ 25において引用した全ての特定行為を含む人道に対する罪の問題を引き起こしていると指摘する。

29. 2012年4月3日、約40のNGOの連合であるICNK(北朝鮮における人道に対する罪を止める国際連合)は、強制収容所の使用及びこれらの収容所において行われている人権侵害の類型に関する請願書を人権理事会の特別手続きに提出した。これら[の内容]は、「北朝鮮の強制収容所(管理所)における収監者の現状」という[題名の]備忘録(文書)において幅広く詳述されている。ICNKは、①国際社会がこれらの収容所に囚われている15万から20万の人びとの苦しみを改善する効果的な措置を取ること、②国連総会や人権理事会を通じて活動する国連が、そのような犯罪が継続的に行われることに対する説明責任を国家及び個人の加害者に負わすことを目的として、北朝鮮において侵されている人道に対する罪に関する調査委員会を開始することを、とりわけ促した。その請願書に基づき、2012年10月3日、5つの任務保持者(mandate holders)—すなわち、北朝鮮の人権状況に関する特別報告者、超法規的、即決処刑又は恣意的処刑に関する特別報告者、拷問及びその他の残虐で非人道的な著しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する特別報告者、恣意的拘禁に関する作業部会、強制的・非自発的失踪に関する作業部会は、北朝鮮政府宛に、強制収容所運営の疑いについての共同申し立ての書簡を送った。現在、北朝鮮政府からの返事はない。

30. 特別報告者の見解は、国連を通じて国際社会が、2005年の世界サミットでの公約の通り\*、人道に対する罪から北朝鮮の人びとを保護するための適切かつ平和的な手段を用いる責任があるということである。小さな一步として、組織的で広範囲にわたる重大な違反行為が存在するその他の国に関して、新たに現れた慣行のように、彼は、人道に対する罪が存在するにおいて、独立的で公平な調査が効果的に行われないと思われるという根拠のある状況について、国際社会が独立的で公平な国際的な調査を始める責任があると考える。大抵の場合、人道に対する罪を止めさせることには十分ではないが、国際的な調査によるさらに高度な精査は、一つの保護手段を与える。とりわけ抑止効果と将来の犯罪捜査の眺望を結び付けて考える場合、そのような眺望は、恐らく犯罪者にも影響を与えるであろう。

## V. 結論及び勧告

\* 2005年9月に開かれた国連首脳会合では、「保護する責任」が国際社会において新たな原則及び規範であると規定された成果文書が採択された。約150カ国によって認められたこの成果文書には、各国は大量虐殺(genocide)、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する罪からその国の人びとを「保護する責任」があり、国家がその責任を果たせないときには、国際社会がその責任を果たさなければならないと明記されている。Resolution adopted by the General Assembly, 2005 World Summit Outcome, 16 September 2005, A/RES/60/1, paras.138-140.

31. 2004 年からの北朝鮮の人権状況に関する国連資料のこのような再検討は、北朝鮮における組織的で広範囲にわたる、甚だしい人権侵害を調査し、より完全に記録するための、かつ人権理事会及び国連総会に報告するための、十分な援助が伴われる調査機構の確立の必要性を指摘する。調査は、特に人道に対する罪となるそのような違反行為に対する制度的かつ個人的な説明責任の問題を調べる必要があり、北朝鮮当局と国際社会に対し、さらなる行動に向けての適切な勧告を行うであろう。その調査は以下のことをも含む。

- (a) 被害者の証言や生存者、目撃者、加害者の話に関する文書及び資料を通じて、この報告書において特定された、北朝鮮における甚だしく、組織的で広範囲にわたる人権侵害に関してより詳細な分析を行うこと
- (b) 北朝鮮において恣行されている最も悪質な違反行為に関してより詳細に文書化すること。とりわけ拷問や恣意的な拘禁、そして強制収容所における全ての違反行為のみならず外国人拉致に関する組織的で広範囲にわたる慣行についてのより綿密な調査
- (c) 食糧及び移動の自由、表現の自由、恣意的な逮捕や拷問に関する権利を含む基本的自由及び基本的人権に対する侵害又は組織的排除における差別の問題に関する綿密な調査
- (d) 拉致被害者のような外国人に対する違反行為と、北朝鮮で継続的に行われていることが人道に対する罪であるか否かに関する法的分析及び詳細な調査
- (e) 北朝鮮政府の国連人権機構との非協力が約10年にも及び、不処罰の問題が広がりつつある北朝鮮に、説明責任を負わす問題に関するより綿密な調査

32. 特別報告者はまた、以前、人権理事会及び総会への報告書において、北朝鮮政府に対して行ったすべての勧告事項を繰り返し勧告する。

以上は本文のみ 付録の翻訳は後日 (NO FENCE 世話を 李恩元訳)